会議録

会議の名称	平成26年度第3回行財政改革推進委員会			
開催日時	平成26年8月20日(水曜日) 午後1時30分から4時40分まで			
開催場所	田無庁舎3階 庁議室			
出席者	委員:横道委員長、鈴木純子副委員長、原田委員、鈴木文彦委員、武田委員、中村委員、川島委員、武藤委員(遅参出席) 事務局:飯島企画部参与、南企画部主幹、高橋企画政策課主査、海老澤企画政策課主査、坂庭企画政策課主任、栗田健康課長、安藤文化振興課長、林文化振興係長、越沼市民交流係長、五十嵐産業振興課長 小菅商工係長			
議題	1 事務事業評価(外部評価)事業説明(4事業) 2 その他			
会議資料の 名称	前回配布資料4関連資料 歯科医療連携の推進 前回配布資料5関連資料 平成25年度どんど焼き実行委員会補助金集計表 前回配布資料6関連資料 施設利用助成以外の交流事業(平成25年度) 前回配布資料7関連資料1 入浴に係る他制度の概要 前回配布資料7関連資料2 平成25年度予算(21市)			
記録方法	□全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録			
会議内容				

(開会)

議題1 事務事業評価(外部評価)の実施について(4事業)

○横道委員長:

本日の進め方について事務局から説明があります。

事務局:

前回は、事業内容の説明と質疑を実施しました。今回は一次評価について事業所管課から、二次評価について事務局からそれぞれ説明し、質疑を行った後、評価者間での意見交換と評価結果のまとめまでを4事業実施します。

1.歯科医療連携推進事業について

○横道委員長:

歯科医療連携推進事業について、外部評価をはじめます。まず前回の論点の振り返り を事務局からお願いします。

○事務局

まず事業目的である「医療と福祉の連携」や在宅医療の推進の意義については、否定

するご意見はございませんでした。

事業内容では、「人材育成事業」については、嚥下機能指導者という人材の確保のあり方について質問がございました。

「連携事業」については、以下の課題が浮き彫りとなりました。

1歯科医師の事業による訪問と、診療との区別の問題

2歯科医院の数と、訪問診療可能な歯科医院の数から想起される、事業の意義

3歯科医院自体の営業努力と事業の関係

4福祉の視点、又は診療という医療の視点から見た、事業のあり方

「広報事業」については、一般市民向けと、在宅の方向けのあり方についての課題についてご議論がありました。

事業手法については、歯科医師会への委託についてご議論がありました。

事業の効果については、広報事業の参加者数、人材育成事業の人数、連携事業における在宅医療連携の仕組について質疑がございました。

総じて事業の効果そのものや、課題への対応状況への評価、事業目的については疑問がないものの、事業内容について様々なご議論があったことを踏まえると、超高齢社会を迎えるにあたり、在宅療養における福祉と医療の連携という視点から、本事業のその効果が実感できていないことや、分かりにくさが課題であると考えます。

○横道委員長:

所管課から、事業内容と、一次評価の説明、続けて事務局から二次評価の説明をお願いします。

健康課長:

(資料4、資料4関連資料に沿って説明)

本事業の目的は、在宅で歯科医療サービスを受けられるよう、地域での医療体制を構築することです。在宅療養者の「口腔」の問題は、異変に気付いたときには、既に状態が悪化しているケースが多いことから、「口腔内の疾病」の早期予防策として本事業を推進しています。在宅療養者への支援は、多職種が連携する役割分担があり、その専門性を踏まえますと、歯科分野が中心となった事業展開には、多くの課題があることから、一次評価を「抜本的見直し」としました。

総合的な在宅ケアの推進にあっては、今後、歯科医師を含めた多くの関係者から構成される在宅療養推進協議会が設置され、これまで不完全であった事業ニーズの把握がなされ、地域の歯科医師に求められる役割が一定程度整理されるこの機会にこそ、事業の見直しを行うべきと考えます。

本事業により歯科医師自らが、障害者施設等に出向き、施設利用者の口腔状況を把握し、障害者施設等が取るべき口腔ケアの重要性を直接歯科医師から伝達できたことにより「顔の見える関係」を構築し、地域の在宅や施設で過ごされている方の口腔ケアを市がコーディネートできたことは評価すべき部分と考えています。

摂食嚥下機能指導者の養成に関しては、今後も継続した指導者育成が必要であると認識しています。一方で飛躍的な指導者数の増加は見込めないため、現状の数値を基礎とし、今後のニーズにあわせ、いかに摂食嚥下機能を歯科医師の立場から評価でき、どの

程度口腔ケアの向上に寄与するのか、実績を明確にできる取組を検討します。

今後の地域包括ケアシステムの構築に向け、歯科の分野が求められるニーズや、また地域歯科医師として、どの領域における対応が可能であるかを検討した上で、事業の組み替えを視野に検討していきたいと考えています。

次に前回の質疑で出されましたご疑問等にお答えします。

超高齢社会の到来により、口腔ケアの重要性は、今後ますます重要視されることは間違いありません。新たな法律も制定されました。

1 重要視されている在宅でのケア

本市において90中31歯科医療機関で訪問診療が可能です。しかしながらそれら全てが在宅医療を専門としており、かつフルタイムで機動的な在宅対応があり、主治医やケアマネージャーとの連携がなされているかについては、現実には難しい状況と言えます。東京都の調査では、在宅歯科診療の実施は37パーセント、全く実施していないが35パーセント、年平均の訪問診療患者数は平均1人が最多です。訪問診療未実施の理由は、「時間がない29パーセント」「特に要請がない28パーセント」「在宅の歯科診療は難しく不安14パーセント」となっています。東京都では、これらの結果から「訪問歯科診療を必要としている人の掘り起しと、診療所につなげるシステムの充実が求められる」と指摘しています。

2 歯科医師会に委託する理由

訪問診療を行える市内31医療機関の実態は、恐らく東京都の調査と状況は近似していると考えます。年間の訪問診療患者数が1人という数字は、今後目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けて大変厳しい状況です。このようなデータからは、訪問診療の技能を有しながら訪問診療をしない理由を鑑みると、在宅での患者を取巻く他の医療関係者と顔の見える関係を作ること、「時間がない歯科医師」同士が連携できるような仕組作りや仕掛けは、地域医療の連携環境を整備する上で、市が今後も関わるべきです。そのためには委託事業という形で、地域の歯科医療機関や他の関係者を動かさなければならないと考えます。

従前は、対応可能医療機関数の実績づくりや多職種との連携の機会を、本事業を足掛かりとして進めてきました。今後は、他の事業との調整も図りながら、「口腔ケア」、特に「予防」の視点を重点とした事業に転換するよう見直しを図りたいと考えます。

○事務局:

二次評価については、本事業が医療及び福祉の連携を図り、地域での医療体制を構築する目的と、今後の在宅医療等の推進に一定の役割を果たすことは評価しています。
1人材育成事業については一定程度の実績と確保がなされていると評価しています。
2連携事業については一定の整理が必要と考えます。例えば歯科医師会との連携、歯科医師会との連携以外の訪問診療、多摩小平保健所事業、これらがどのような役割があるのかを整理する必要があると考えます。それは市としていかに事業の対象者となる高齢者や障害者など、在宅で過ごさざるを得ない方々を支えていくかという福祉の視点です。例えば、単に診療行為であれば歯科医師会以外の訪問診療により対応できるものもあると考えます。しかし診療行為にとどまらず、歯科とそれ以外の在宅ケアを担う方々との連携において、在宅の方々を包括的に支援し、利益とは別の視点で市が支援する必要があると考えます。

そのため本事業の必要性は認めるところですが、今後の在宅医療、在宅療養を新たな

方向性の推進のためには事業体系の見直しを図る必要があると考え、抜本的見直しと評価しました。

○横道委員長:

質疑に入ります。

中村委員:

今後の体制検討の説明で述べられた、在宅療養推進協議会の構成を教えてください。

健康課長:

医師会が中心となり設置される予定の在宅療養推進協議会は、医師のほか、歯科医師や薬剤師、さらには訪問看護ステーション職員、地域のケアマネージャー、学識経験者等により構成される予定であると聞いております。今後、協議会の中で、在宅医療の諸課題が整理され、歯科医師も参加することで、歯科分野の課題も一定の整理がされると期待しています。また逆に他職種から歯科に対して求めるものも明らかになれば、ここでの整理が、歯科医療連携推進事業の整理見直しに繋がるのではないかと考えています。

中村委員:

在宅療養推進協議会の準備は進んでいるということですか。

○健康課長:

現在は構成が固まりつつある状況で、まだ在宅療養推進協議会は設立されていませんが、26年度内にスタートできるのではないかと聞いております。

鈴木純子副委員長:

人材育成事業で得られる歯科医師のメリットはこの事業に還元されるだけではなく、 生業である歯科医師業そのものにもメリットがあると思います。今後人材育成部分を委 託費に含めない可能性は今後あるのでしょうか。

健康課長

ご指摘の部分について、市の委託事業の中で負担している部分もあると思います。事業内容を精査し、市におけるメリットについても精査していきます。また歯科医師が研修のため、ご自身のクリニックを休業することもあると思いますが、その休業補償等、研修に係る費用を全て負担するという考えはありません。総体としてこの事業費の中で組んでいきますので、今後は実際に研修に行かれる方の費用を、地域の中でどのように負担していくかについて議論していかなければならないと考えています。

武田委員:

訪問可能な**31**の歯科医療機関とその他の歯科医療機関がありますが、それぞれの立場の歯科医師の意見を聞いたことがありますか。

健康課長:

31の歯科医療機関の訪問診療可能時間帯や、訪問実績等の実態は把握していません。

原田委員:

訪問診療を標榜していない60の歯科医師に、訪問診療の可能性について紹介することで、情報の非対称性を解消すれば、一定在宅治療が進むのではないかと思います。

健康課長:

診療所を一人の歯科医師で開業している場合、訪問診療を実施する時間帯は診療所を 閉所しなければならず、人的余裕がないものと考えます。また、歯科衛生士やスタッフ などを含め、家族経営的な診療所が多数を占める場合、そのような診療所が訪問診療に 踏み出すことは難しいと考えます。

○原田委員:

その説明ではこの委託事業を推進したとしても家族経営的な診療所は訪問診療所に移行できないため、これ以上は訪問診療が進展しないと考えます。

健康課長:

市内90の歯科医療機関を全て訪問診療型に移行できるとは想定していません。家族経営型を含め、診療所での診療を中心とする事業形態を否定していません。訪問治療専門、訪問と診療所双方での治療、診療所での治療専門と様々な形態が地域にあって良いと考えています。しかし地域内でのバランスについてはまだ把握していません。

原田委員:

訪問診療について積極性の有無、能力の有無を把握することが一番重要だと思います。日本の歯科医療全体では相当に経営が困難な状況にあるため廃業も多くなり、収入も思うように増えない方も多い。そのような状況下、家族経営的な経営形態であれ、訪問診療への進出を検討する歯科医師がいるのではないでしょうか。

健康課長:

歯科医師会の役員を中心とした方々と情報交換をしますが、個別の歯科医療機関から ニーズを直接聞いたりする機会はなく、今後の課題と考えています。本事業を今後展開 していく中で、歯科医師会を通じてということ以上に、地域の医療資源、介護資源がど の程度機能するかについて、在宅療養推進協議会においてしっかりと把握し、またその 議論を踏まえ、本事業の重点をどこに置くべきか検討を進めていきます。

武田委員:

在宅療養推進協議会の設置は大変良いことですが、在宅医療にセグメントした協議会を作れば、他にも認知症や、在宅医療だけの障害者とか、セグメントした考え方で細分化した協議会を作ることができます。在宅療養推進協議会は在宅医療だけを考えるのか、それともさらに包括的なものを考えているのかを説明してください。

健康課長:

現在在宅の方、若しくは入院中の方がはじめて在宅に移るときに、行政としてどのよ

うな受け皿を用意し、歯科の問題をどう捉えるかについて、まだ課題があります。今後様々な視点が出てくる中で、在宅でありかつ糖尿病の方の口腔ケアや、退院後の最初の医療のあり方などが課題になると考えられます。障害をお持ちの方にどう関わっていくのかなど考えていくことにもなります。重度の障害をお持ちの方ですと、おそらく市内の医療機関というよりも、市外の大きな医療機関にかかられているのではないかと思います。それ以外にも知的障害の方等についても一般の診療所での対応ができるのかできないのか、在宅での療養の範囲に収まりきらない部分も、市として連携事業の一部ではないかと考えています。

○横道委員長:

口腔ケアという言葉が、治療、検診、単なる相談といった治療以外ものに分けられる と思います。この事業は治療以外の歯の手入れの必要性のために実施し、治療は対象外 とするのでしょうか。それとも治療と治療以外の両方を実施するのでしょうか。

○健康課長:

市では治療の部分は、本事業の対象外と考えます。事業に結びつくまでが対象範囲で、例えば先ほどの口腔ケアの問題では、当事者の周囲にいるご家族の方に対するケアも必要性です。在宅療養の方は呑み込み能力が徐々に低下しますが、ご家族に口腔ケアの必要性を予め啓発をしておかないと、呑み込み能力の低下に気づかないまま悪化してしまい、手の施しようがありません。そのような普及啓発も含め、予防の観点に軸足を置いて、本事業を切り替えていきたいと考えています。

○鈴木文彦委員:

整理すると、この事業は予防医療の文脈で実施しようとしています。その予防医療によって介護保険や国民健康保険とかの範囲で賄いきれないものをこの事業で実施しようとしている。委託費の内容や人材育成等の実態から、より調査とか立案の方に力点を移していきたいということで抜本的見直しを選択されたという理解でよろしいですか。

○健康課長:

診療行為は事業の対象外で、そこにつながる様々な啓発や、患者さんの周りにいる様々な方々の連携を、従来は歯科が中心で事業展開を図ろうと考えてきました。今後は訪問看護師、ケアマネージャーなどそれぞれの専門領域をお持ちなので、そこに歯科医師が参加していく形に変えていきたいと考えています。

○横道委員長:

これにて質疑を終了します。所管課の方は退出をお願いします。それでは、だだいまの事業について、意見交換をしたいと思います。

全般的に分かりにくい事業であったと思います。

歯科医師会に委託して、連携事業と人材育成事業、広報啓発事業をしている。主たる目的としては在宅者の口腔ケアの予防医療の重要性についての啓発であり、併せて人材育成だと思います。

武田委員:

市の口腔ケア講座を複数回受講しているのですが、在宅の家族の方も一度講座を受ける機会を設けないと、口腔ケアに対する認識や理解が持てないと思います。

○横道委員長:

歯科医師すら口腔ケアの重要性に対する認識には差がありそうです。

○武田委員:

市内の歯科医院に複数通院していますが、ほとんど予約がとれない状況です。西東京市に歯科医院の数は多くとも、在宅診療実施への動機付けには疑問があります。

○横道委員長

この事業を理解しにくくしているのは、在宅療養推進協議会を設立し、地域包括ケアシステムを推進するという文脈です。在宅療養の方の色々なニーズ、認知症や様々な病気のなかで、当事者に対する必要なサービスの検討に、口腔ケアに結び付けて、場合によっては嚥下機能低下などの解消にも結び付けていこうという所管課の意思は感じるのですが、まだ明確にはなっていないと感じます。

○武田委員:

現在の地域包括支援センターや、介護士などの関係者は口腔ケアまでは念頭にないと 思います。だからこそ、この事業の必要性があると思います。

○事務局:

ご指摘のように在宅療養に関わる方々の関心がないからこそ、誤嚥性の肺炎への対応も含めた口腔ケアが課題となっています。在宅療養において、今までは着目されていなかったこのような視点に対し、国も着目し始めているなか、地域を支える医療や福祉の連携に繋がる事業へと見直していきたいと所管課では考えています。

○鈴木文彦委員:

その視点は大切だと思います。一方、歯科医師の検診に絞って考えますと、歯医者のニーズ、つまり患者のボリュームゾーンは学童と50歳以降です。学童は学校検診がありますが、職場の検診には歯科検診がないため、歯周病等異常があって初めて受診します。そのような歯科検診の分野について、高齢者に対し80歳で20本の歯を残し、自分の口で食べるといった、分かりやすい言葉で普及・啓発することは良いことだと思います。その担い手として想定されるのは、やはり歯科医師会です。この活動自体が本質的に営業活動を兼ねているため自助努力で行うべきという論法もあり得ますが、その論法はケアマネージャーも同様です。また学校検診は自治体の事業ですが、医師にとっては営業活動にも繋がります。そのような普遍的な問題に注意しつつ、在宅療養推進協議会を通じて普及啓蒙活動を続け、手法については継続して考えていくという方向性が良いのではないでしょうか。

○川島委員

一次評価の記述に、今後の事業規模を適正に判断する必要があると書かれていますが、事業費を増やしたいという意味でしょうか。

○事務局:

現在560万強の予算規模を事業内容の見直しとあわせ、適正な規模にしたいという意味です。今後関係者との調整のなかで、例えば予算規模を一度縮小した後に、事業が軌道に乗り、対象者と事業費が比例して増加することも考えられます。さらに普及啓発が進み、関係機関の目線が同様になってくれば、普及啓発の部分を削減し予算規模を縮小していくといった様々な展開が考えられます。現在の規模ありきではなく、今後の協議会の中で議論をしていく内容であると認識しています。

○川島委員:

方向性が分かりません。

○原田委員:

私もよく分りません。歯科の診療報酬の問題、診療所での診察時間を短くしてまで訪問診療を行うメリットがあるのかという機会費用の問題を、市は解決できません。そして家族経営型が多い問題も市では解決できません。したがって、本事業に対する予算投下量と効果は比例しないため、本事業の存在する目的が理解できません。本事業の目的が、経営不振の歯科医院が訪問診療に進出する動機づけとなるという情報提供の意味はあると思います。しかし、財源投入に見合った効果は得られないと思います。

○事務局:

市としては、在宅医療を支えるチーム中に、従来あまり関わりのなかった歯科医師会という機関、歯科医に参加していただきたいと考えており、本事業は研修参加、様々な関係者への口腔ケアの講演といった機会やきっかけを創出するものと認識しています。しかし、今後求められる制度のあり方を考えると、現在の手法に対し所管課も課題認識があるため、一次評価でも抜本的見直しと評価し、制度を効果的なものへと見直したいと考えています。しかしながら、その見直しの方向性までは見えていないのが現状で、規模を縮小して、又は拡大して効果が出るのかは、今後の検討次第だと考えます。しかし、市として一定の機会を創出しなくてはならないという認識は持っています。

○原田委員:

きっかけづくりに予算投下するためには、情報提供により歯科医師の行動が一定変化することが前提になくてはなりません。しかし、ご説明では医師の行動に変化の余地について理解できません。市が目指す目的に適う端的な予算投下の方法は、訪問診療に行った歯科医に直接的に補助をすることです。この方法であれば機会費用を放棄してでも訪問診療を行うインセンティブが働くと思います。

○横道委員長

本事業について、多数決で評価を決します。

「評価結果」

抜本的見直し7人

横道委員長:

評価結果を「抜本的見直し」とします。

2. どんど焼き実行委員会補助金について

○横道委員長:

次はどんど焼き実行委員会補助金です。まず前回の論点の振り返りを事務局からお願いします。

○事務局:

事業目的である伝統文化の継承については、否定するご意見はなかったと思います。

事業の意義については、どんど焼きの、市の文化事業における位置づけ、補助の是非について議論がありました。そこからは、どんど焼き以外の文化・伝統行事への市の関わり方も問われているのかと思います。

事業内容については、次のようにいくつか議論がありました。

- 1 補助の内容
- 2 実施主体やその経緯
- 3 多くの来客者とその一方での地域性の課題
- 4 費用の集め方や収支
- 5 他の伝統行事とのあり方

事業の効果については、補助金額に比して参加人数の多い等の指摘がありましたが、課題を投げかけるものはなかったものと思います。

今後の課題としては、現在実施している 3 校からの広がりや、広報等についてご議論がありました。

これらの議論を踏まえますと、財政投入の適正さとともに、どんど焼きそのものに関する 視点ではなく、市の伝統文化、地域行事へのかかわりが問われているものと思います。

○横道委員長:

所管課から、事業内容と、一次評価の説明、続けて事務局から二次評価の説明をお願いします。

文化振興課長:

(資料5、付属資料5関連資料に沿って説明)

地域におけるふるさと文化の育成、青少年の健全育成に寄与することを目的とし、西東京市どんど焼実行委員会に対し、要綱に基づきどんど焼きの実施に要する経費の一部を補助しています。

どんど焼は「保谷市史」によると、大正の終わりから昭和初期、あるいは昭和30年代の半ばごろまで行われていた、子供を中心にした行事です。昭和54年から「子供たちの心に残る故郷づくり」を目的として、どんど焼に保谷市が関わってきた経緯から、今後も市が一定程度関わっていく必要があると考えます。

課としては平成19年度に行われた事務事業評価を受け、どんど焼き実行委員会に対する職員の関わりを見直し、実行委員会開催時間の効率化と補助金交付に関する必要最低限の事務、当日の立会い等に改めました。一方、平成24年3月策定した西東京市文化芸術振興計画における複数の施策を推進可能な事業として、今後も本事業を継続することで、西東京市の伝統文化として根付き、子供から大人までが関わる行事として地域の連

帯感を生み出すことが期待できると考えます。その成果として参加者の増加やHPアクセス数の増加という実績があがっています。

近隣の状況を確認したところ、小平市で昔から伝わる「祭り灯ろう」を新たな形で再現し「小平グリーンロード 灯りまつり」として本年第9回を数え、市民が参加して楽しむイベントとして定着しています。地口行灯は、地口、言葉遊びや駄洒落や川柳、それに合わせた滑稽な画が書かれている行灯で、江戸時代に各地で流行し、神社の祭事として灯ろうを神社の参道や各氏子の入り口に飾る風習です。私ども文化振興課では認識が不足していましたが、このようなイベントも、どんど焼きと同様に地域におけるふるさと文化の育成につながると考えます。前回の委員会のご指摘等を踏まえると、今ある補助金交付要綱を他の事業にも補助できるような仕組みに衣替えすることにより、伝統文化・ふるさとづくり・地域世代をつなぐ取組に対応し、文化の育成を推進できるようにしていきたいと考えます。

○事務局:

二次評価については、平成19年度に「抜本的見直し」の評価を受けたにもかかわらず、事業の見直し策や、評価向上のための工夫が見られないこと、市内においても一部の地域においてのみ行われている行事について、市の伝統行事として支援していく必要性が乏しいのではないかという評価をしています。

これについては、西東京市の伝統行事はどんど焼きだけには留まらず、近隣市の例と同様、西東京市にも他の伝統行事があるのではないかという問題意識があります。本事業の目的の一つとして、地域におけるふるさと文化の育成があります。その趣旨から、どんど焼き以外の伝統行事を本事業の対象とすることで伝統行事を掘り起こし、本市における文化芸術振興の推進につながるものと考えます。

しかし、財政投入の適正さについては、寄付金等の関係も含めて検証する必要があると考えています。例えば補助金交付要綱を見直す際には、どんど焼き以外も対象とすると共に補助率を設定するなど適正化に対する検討も必要と考えます。

以上の理由から抜本的見直しと評価しています。

○横道委員長:

それでは質疑に入ります。

○武田委員:

前回も質問しましたが、先ほどご説明の小平の例にもあるように、西東京市ではどんど焼き以外に、例えば太鼓や笙といった音楽などの伝統文化があるのではないでしょうか。また説明を聞いていると、この事業の目的がコミュニティづくりのよう思え、文化振興課が所管する事業とは思えません。

文化振興課長:

太鼓や薪能といった伝統芸能があり、そのような伝統芸能については、従来どんど焼きとは切り離して考えていましたが、今後は文化芸術振興施策の中で、位置づけや関係性について整理していく必要があると考えています。

原田委員:

補助実績の資料を見ると、繰越額が発生しています。市が補助してこのようなことがあり得るのでしょうか。補助とは不足するものに対して行うものであって、お金が繰り越されるというのは考えにくい。国庫補助であれば返還が当然と思います。

○文化振興課長:

補助交付要綱が予算の範囲内で補助することとなっています。配付資料の歳出内訳の うち食糧費、スタッフ用弁当代等は補助対象外経費であり、それ以外の経費47万円余り について、予算額28万5,000円を補助しています。したがって補助対象割合などが決め られていないことから、二次評価の事務局の説明どおり補助率の設定について検討して いきます。

原田委員:

通常、補助には対象項目と対象外項目があり、項目に応じた補助がなされると思いますが、資料を見るとそのような対応関係にあるとは思えません。予算の範囲内で補助ということですが、対象項目は決まっているのですか。

○文化振興課長:

補助対象項目は決まっており、飲食費を除いた会場設営費、運営費、及び広報費となっており、飲食に費やした経費以外の振舞い費や委託料、使用料、賃借料に充当できるものです。

武田委員:

補助金と寄付金と自己資金で成り立っているのですから、1つの項目に振舞い経費である餅代は、補助金でいくら使った、自己資金でいくら使ったかと分計しなくてはなりません。つまり繰越金は自己資金の中から出たものであることをはっきり示さないといけません。NPOへの支援の場合も、自己資金と補助金としっかり分けてもらうようにしないといけません。それが混合していることは会計処理としてよくないと思います。

○文化振興課長:

ご指摘の件については、実行委員会に見直すよう指導していきます。

○鈴木文彦委員:

先日江戸時代から続く富岡八幡宮の例大祭に参加してきました。立派な伝統文化だと思います。このお祭りは恐らく寄付金で賄われていると思います。寄付をすると江東区冬木町のお神輿ごとに額が櫓に貼られてD社30万円とか書いてあります。企業から協賛金をあつめて、個人が1万円と書かれた紙がずらっと並んでいます。このような寄付金の集め方は検討したことがありますか。入口の一番右上に最もお金を出した人の名前を掲示するといったやり方があるのではないかというアイデアが1点。

補助金の内訳を見ると、一番費用が大きいのは餅代です。餅、砂糖、野菜などの振舞い代が大きいですが、振舞いを出さないと行事はなくなってしまうのですか。それとも地元の方々が手持ちのお札の処分に困って、どんど焼きの利便性を感じるのか、神社も家電リサイクルのように、売ったところが処分するまで行うというライフサイクルもありますから必要性を感じるのか。もしも補助金がなくなってしまったら、この行事はな

くなってしまう性質のものなのか。この行事自体の生命力はどのくらいあるとお考えですか。

○文化振興係長:

実行委員さんが寄付金を集めるのに大変苦労するという話は、寄付金がある程度集まっている会場の委員さんからも聞いており、寄付してくれなくなってしまったところもあると聞いています。実行委員会は1つですが、会場の中でも神社や商店街を近くに持っているところとそうでないところがあり、費用の大半をこの補助金で賄っている会場もあります。そのため会場が新たに寄付金を集める相手を開拓していくことは相当厳しい状況であると認識しています。比較的引っ越してきて時間がたっていない住居が多い会場の方々は、若い分だけエネルギーはお持ちですが、寄付をしてくれる商店街や神社がないので、なかなか新しい関係の中で寄付金をお願いにいくことが厳しく、逆に実行委員の年齢が高いような会場であれば、古くからの付き合いの中で、なんとか集めていると聞いています。

○鈴木文彦委員:

寄付金をプールして分配しているのではないのですか。会場ごとにこの寄付金と補助 金の内訳があるのですね。

○文化振興課長:

実行委員会は1つで、その中に各会場があり、各エリアを担当して寄付金を集めたり、櫓を立てたりして運営を支えています。そのため、会場によって寄付金の多寡が起こります。しかし、実行委員会は1つなので、トータルした経費に対して補助しています。つまり、会場ごとの収支は出してもらっていません。

鈴木文彦委員:

寄付金が多いところは継続し、寄付金が少ないところは行事をやめるという選択肢もあります。もしも本当に必要な行事であれば、車に乗ってでも来ると思います。

○文化振興係長:

そういう観点については今後検討していきます。

鈴木文彦委員:

その上で、別のもので市民文化祭等は非常に意義のある行事だと思うので、コミュニティづくりや生きがいづくりといった観点から拡充していくというのも、文化施策のスクラムズラインとしてあると思います。またどんど焼きよりも、そちらに力を入れていくという改革の方向性が良いと思います。

○原田委員:

歳出を見ると絶対に必要な経費は灰の処分と思います。そして炊き出しは購入していると考える。またポスターなども必要と考えても、21~23万円の経費でどんど焼きを実行できると思います。そうすると、何が足りないのか、何故市が補助しなけれならないのかが、この配布資料からはわかりません。

○文化振興係長:

どんど焼きというものは、お札などを焼いた灰でお餅を焼いて食べるということに1つの意義があって、焼いたお餅をただ食べるだけではなく、お汁粉に入れて食べたりということがあるので、振舞いを行っています。

原田委員

振舞いを実費とすることはできませんか。お祭りも参加するときに協賛金等を納めて 行うように、実行委員会に納めてどんど焼きを行うということもあり得ると考えます。

鈴木文彦委員:

例えば、それを神事だとするのであれば、焼いたものはお供えのお下がりものです。 お供え物であれば、各自がお供えをしなくてはならないので、お餅を実行委員会が販売 して、それを参加者が購入して、自分で焼いて食べるという、焼き肉方式とでもいうよ うなやり方の方が日本の神事の伝統に沿っていませんか。伝統を重視するという観点か らはその方が理に適っていると思います。

○武田委員:

神事だからふるさと文化、伝統文化の継承の話ですが、行政は神社、神事に関われないはずですし、常識的に理解に苦しみます。元々の伝統文化という意味では、神事であって、神社がやることです。しかし、コミュニティづくりと言われれば理解できます。

○文化振興課長:

神事と言いますか、発祥についてはなかなか難しいものがありますが、田無市史、保谷市史を紐解いてみましたら、田無市史には記述がありませんでしたが、保谷市史に記述がありました。それによると子どもの行事として、子供たちがお駄賃をもらって、松や飾り物を集めた。そのお駄賃でお菓子を買ったり、焼いたものを食べたといった記述がありましたので、神事というよりは、子どもの行事として、継承しようということで、集まった子供たちにお餅を分けたり、おしるこを配ったりしています。

鈴木文彦委員:

市民文化祭にそれを再現するブースを設けられませんか。K市役所の文化課でアルバイトをしていた時に、市民文化祭の企画をしたことがあります。竹とんぼなどの昔の玩具をつくるといったブースを直営でやりました。1つのアイデアとしてどうでしょうか。

横道委員長:

経緯を見ると、最初は旧保谷市の青少年問題連絡協議会で始まっていて、形態も変わっている。場所も同じ小学校でやっているわけではないが、何か理由があるのですか。

○文化振興係長:

当時は伝統文化として広がっていけば良いなということで動き始めましたが、会場によって上手くいくところと、そうでないところがありました。

横道委員長:

今は、保谷第二小学校、上向台小学校、明保中学校で定着したということですね。

○文化振興係長:

学校や地域の関係で定着して、実行委員会に参加してもらえています。しかし、新しいところにも参加していただけるように声掛けは継続的にしています。

○横道委員長:

評判は悪くはなさそうですね。参加者数は増えていますし。

原田委員:

300円の参加費を徴収すればお餅代は出るのではないでしょうか。人気があるのであれば300円を支払っても参加すると思います。無料で食べられるというのは世の中にあまり存在しないと思います。

〇鈴木純子委員:

平成19年に抜本的見直しの評価を受けた後、なかなか改正ができなかった理由にはどんなものがあったのでしょうか。また今回の二次評価では、休・廃止とはならないものの抜本的見直しとなっています。具体的な改善の案について課としてお考えですか。

文化振興課長:

一次評価、二次評価の時点では具体的なものを明らかにはできなかったのですが、先ほど小平市さんの例を出しましたように、他の行事も地域文化、ふるさと文化の範疇に入るのではないかと考え、要綱がどんど焼き補助金要綱というどんど焼きのための要綱なので、地域文化、ふるさと文化のための補助金、要綱というように改めることで、広くアピールできるようになると考えます。

○武田委員:

26年度は市の広報に出ていますか?

○文化振興課長:

26年度は既に市報で広報しており、実行委員会の募集を開始しています。そのため、 見直しは**27**年度以降に行います。

○横道委員長:

予算は通っていますから見直しの実施は、27年度以降となります。 これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。 それでは、だだいまの事業について、意見交換を行います。

鈴木純子副委員長:

少し事業からは離れますが、抜本的見直しの評価が続いたときに、具体的な見直しのアクションを一次評価者と二次評価者が意見のすり合わせをするという具体的な機会は

ありますか。

事務局

一次評価は事業所管課、二次評価は第三者の課長級職員で行っています。その後一次 評価と二次評価に乖離がある場合は、企画政策課が事務局となり、最終評価である部長 級による行革本部での評価までに確認・調整を行います。その後は予算編成時等に見直 しについてフォローをしていきますが、どんど焼き実行委員会補助金について言えば、 平成19年度の評価後、文化振興課が相当の部分支えていた実行委員会の関わりを見直し て、実行委員会の自立化を図るなどしましたが、それ以上の見直しが認められないとい うことがあり、今回の再評価につながったものです。5年経過してもなお見直しが進ん でいるとは認められないものについて再評価するということ、そして今回の事務事業評 価からは、評価後に具体的な取組方針やスケジュールを事業所管課が記載し、それを公 表するという仕組みを作ったことが26年度の事務事業評価の見直しの大切なところで す。この仕組みが浸透していくことで、一次評価と、その他の評価の視点がずれていた 時に、その他の評価の視点を踏まえて見直しを検討、調整していくことの推進力になる と考えています。従来もほとんどの事業で見直しが進められており、平成18年度~平成 21年度の事業の中で見直しが上手くいかなかった事業が今回対象となっていますが、逆 に言えば今回評価対象にならなかった事業は一定の見直しが行われているのですが、一 層の見直しを進めることができると考えいています。

鈴木純子副委員長:

改善案を外部評価の機会があるまで具体的には持っていなかったことが気になります。また、補助要綱を変更すれば、補助の対象となる事業は増えますが、補助金の使われ方に関する改善が含まれていないので、その点がこの抜本的見直しという意見を出すことで、本当に2~3年後の見直しに繋がるのか自信が持てません。

横道委員長:

事業所管課は継続実施となっていますね。

鈴木純子副委員長:

その点です。これから多数決をするときにその点が迷います。

武田委員:

今年の広報に出ている内容は**27**年**1**月実施のことですね。事業所管課の評価は継続実施となると、抜本的な見直しと評価しても、そのまま実施するということですか。

事務局:

今年度すでに予算化されており、それは27年1月に実施されます。今回頂いた評価については27年4月以降の事業見直しに反映されます。実行委員会をこれから進める中で、今回、補助金の交付要綱についてご指摘がございましたが、補助金の交付要綱の中で対象事業をや補助率を明確化するなど実行委員会と協議しながら改正していくと、次年度の実施内容につながっていきます。

武田委員:

19年度評価を受けた直後の20年度予算でも抜本的な見直しがなされず、誤解があるかもしれませんが、既成事実を積み重ねるのではないでしょうか。

事務局:

評価シートの右下に改善の方向性、スケジュールという欄がありますが、今年度事務事業評価の見直しで、新たに追加したものです。これは今後どのような改善をどのようなスケジュール感で実施していくかということを含め、評価した側も評価された側も双方、市として案を示しています。その後については、その案が実現可能なものかどうかも含めて、フォローは行っていきますが、評価された側としてこのようなスケジュールで見直しをしていきたいということをこの欄に示させますので、今年度中には一定の見直しの視点や見直しの方法まで、内部で意思決定を行います。それは所管課も評価している事務局側も含め共通認識を持ちたいと考えています。

事務局:

先ほど太鼓というお話がありましたが、この地域には、いくつか和太鼓の団体があり、合併当初は補助金を出していた経過があります。その補助金の使途について、今回の評価と同様な議論がありました。例えば太鼓の補修などお金がかかる部分がありますが、それを市が補助すべきか、個人が負担すべきか色々と議論があり、和太鼓の団体は補助金がなくても独自に対応できると判断したため廃止しました。今回の見直しのなかで、いま議論になった太鼓の部分とか、これからの普及啓発、発表の場の創出とかそういった観点からまた新たに補助金の必要性があれば、本事業を見直しする中で、そういったことも含めた補助金としていくことは可能かと思います。

川島委員:

補助対象を広げると、補助対象を増やすと補助金の予算が増えるということでしょうか。28万5,000円のままであれば効果が薄まってしまうのではないかと思います。

事務局:

それについては今後の検討となりますが、どんど焼きに充てられる額が少なくなるのは仕方ない面があると思います。

川島委員:

それでは事業が増えるたびに、せっかく実施しても、補助金の効果が薄まってしまう と思います。

事務局:

当然実行していく中で、先ほど議論になった寄付金の関係等もありますが、お金の使い方やお金の集め方等を全て勘案したうえで不足するものに対して補助を出すという考え方に変えていきたいと考えます。そのため金額が少なくなるから効果が少なくなるという考え方ではなくて、補助金の使途の適正さ等を含め、事業展開についても見直しを進めて行きたいと考えます。

鈴木文彦委員

手の挙げ方を教えて欲しいのですが、私の意見としては補助金は廃止、どんど焼き自体には後援とか、オブザーバー参加とかいった応援の形態もあると思います。このようにどんど焼きに対する応援という立場は変えずに、補助金は廃止という意見の場合は廃止ですか、抜本的見直しですか。

原田委員:

この事業は補助金交付事業なので、それは廃止ではないでしょうか。

事務局

どんど焼き自体は実行委員会の主催のため、補助金が廃止されればどんど焼きの事業 規模は縮小される等の影響は出ると思いますが、評価結果が廃止であっても、実行委員 会が廃止されるわけではありません。廃止は補助金だけです。

鈴木文彦委員:

後援とか、市報に掲載する等の支援は可能ということですね。

事務局:

現在でも補助金は支出せずに、後援や市報掲載等の支援をしている事業はあります。

武田委員:

私も補助金はなくして、後援とかそういう形にするのが良いと思います。

○事務局:

支援の仕方を変えるということですね。

○横道委員長:

整理しますが、どんど焼き実行委員会補助金の評価について挙手をしていただきますが、どんど焼きそのものについて評価するのではなくて、どんど焼き実行委員会に対する補助金をどうするのかについて整理していただき、挙手頂きたいと思います。

○鈴木純子副委員長:

この事業に対して後援するとなった場合は、どんど焼きの位置づけはどうなりますか。広報の取扱いとか。後援というのは市の事業ではなくなるということですか。

○事務局:

後援は、市の事業に対してはできません。一定の基準を満たすものに対して、市は応援しますというもので、金銭給付や便宜を図るものではなく、市の名義を貸すということになります。

○鈴木純子副委員長:

では支出はなくなるということですね。

○事務局:

その通りです。

○横道委員長

本事業について、多数決で評価を決します。

「評価結果」

抜本的見直し2人 休止1人 廃止4人

横道委員長:

廃止が過半数のため、評価結果を「廃止」とします。

○原田委員:

本事業の補助金交付要綱は率直に言って、体系として良くないという感覚を市全体で持つべきだと思います。補助率を決めず、予算の範囲内で対象経費に対して補助を行えるという補助要綱は良くありません。

○事務局:

今回の事務事業評価では補助金の見直しがテーマの1つとなっていまして、補助金の目的について評価していますが、補助金制度のあり方自体について、補助目的は良いとしても、補助率や交付方法等に問題がないか、再点検していきたいと思います。

○武田委員:

そのときに、今年の予算がついていたとしても、無駄だという判断をするのであれば、勇気をもって事業をやめるべきではないですか。

○原田委員:

適正化はすべきだと思います。ここで出された意見で、お餅代でもなんでも使って良いとはなっていないということは伝えていただきたいです。

○横道委員長:

この委員会で廃止となっても、最終的に廃止が決定されたわけではなく、最終的には 行革本部が判断します。本委員会としては「廃止」という評価に加えて、補助金の支出 の仕方について意見があったことを、併せて行革本部に示していただきたい。

3. 都市間交流事業(施設利用助成)について

横道委員長:

次は都市間交流事業(施設利用助成)です。まず前回の論点の振り返りを事務局からお願いします。

○事務局:

事業目的について、姉妹・友好都市における健康増進、レクリエーションについて、議論がありました。その中で施設利用助成に限定せず、都市間交流全般について理解した上で、再度議論を進めようということになったと認識しています。

事業内容については、事業主体が西東京市であるべきかについてご議論がありました。また対象者や使われ方についてご質問があったと思います。

事業の手法については、姉妹・友好都市間交流における、施設利用助成あり方についてご 議論がありました。また、姉妹・友好都市間交流について、どのような工夫をしていくかと いった視点もあったと思います。

事業の効果については、姉妹・友好都市への誘導効果への疑問、施設利用助成以外のメリットなどについてご質問があったと思います。

これらの議論を踏まえますと、文化交流という視点から、姉妹・友好都市との関係性、交流のあるべき姿が問われているのかと思いますし、姉妹・友好都市に宿泊することに単に観光地へ旅行したこととは違う何かが求められているとも思います。

○横道委員長:

所管課から、事業内容と、一次評価の説明、続けて事務局から二次評価の説明をお願いします。

文化振興課長:

(資料6、前回配布資料6関連資料に沿って説明)

前回ご要望のありました、宿泊事業以外の都市間交流事業全体を説明する資料を用意しました。姉妹・友好都市からの派遣事業、西東京市からの派遣事業を一覧としています。概観すると姉妹・友好都市からは特産品の販売と文化交流的な市民まつりへの参加となっています。西東京市からは文化交流として太鼓やビックバンドなどの文化団体が訪れています。これが交流事業の全体となります。

一次評価ですが、本事業は、自治体の考え方を直接反映できる事業であるため、各市の状況は異なりますが、市民の健康の増進及びレクリエーション活動の充実に寄与し豊かな市民生活の形成につながる事業であること、また、施設利用助成という性格から今後も市が主体となり継続してしていくことが必要であると考えています。

ただし、事業継続にあたっては、市民ニーズの把握とともに対象施設へのフィードバックや姉妹・友好都市担当者との事業改善に向けた協議を実施し、新たなアイデアや仕組みを取り入れた改善も必要であると考え、一次評価を改善・見直しとしました。

その後、姉妹・友好都市間交流について具体的に考察をいたしました。都市間交流には経済的な側面、社会的な側面、文化的な側面、青少年活動と多様な分野、次元の交流があります。そのなかで目指すものとして、交流の促進によって多層的なネットワークの構築をすることで、関係の拡大や相互理解、助け合いに繋がること等が期待されていると考えます。これら多様な分野においてそれぞれ関係の構築や交流の促進について関連する部署が連携して取り組んでいくことが必要と考えます。当市では文化振興課が都市間交流を担当していることから、交流全体についてコーディネートをしていく立場にありますが、前回の質疑では、西東京市において文化振興課の役割が施設利用助成に特化しすぎているというご指摘だと思います。このようなことから文化振興課を中心に、関連する部署との調整の中で、交流事業のあるべき姿、形について求めていく必要があると考えています。また、現在の施設利用助成が西東京市民の姉妹・友好都市に宿泊することが目的となっていますので、西東京市にはない自然、歴史、遺産、文化などを、宿泊を通じて実際に体験することで得られるものを分かりやすい形で提示できるように、西東京市と姉妹友好都市の相互の担当者でどういったものが出せるのか、研究していく必要があると考えております。

○事務局:

二次評価を説明します。平成19年度に施設利用助成に限定せず、都市間交流事業全般について検討を行う必要がある、と評価された後の見直しがなされていないものと考えています。また姉妹・友好都市間相互の事業というところが見えずに、西東京市からの一方通行の事業となっているという評価をしています。都市間交流全体を見れば、市に還元されているものがあるという説明がありましたが、これがあまり見えてこないということもあって、都市間交流の事業だけが目立っていると考えています。また文化交流という目的に対してもそれを達していないのではないかという評価をしています。これらの課題をクリアするために、都市間交流を図る庁内関係部署と連携する中で西東京市の都市間交流事業のあり方を検討していく必要があるのではないかと考えております。また、姉妹・友好都市との協議の中で、相互の交流が深められる形で、施設利用の助成だけではなくて、実際に姉妹・友好都市を訪問したときに、何か得られるものがあるような仕組みづくりを検討していく必要があると考えています。以上のことから本事業については「抜本的見直し」と評価しています。

○横道委員長:

それでは質疑に入ります。

今回の追加資料に掲載されている事業は、全て文化振興課の事業なのですか。

〇文化振興課長:

観光物産展は産業振興課が所管、ひばり祭は地元商店街のため所管はございません。 スポーツ祭東京は一年限りの事業です。市民まつりへの出店・交流は文化振興課が所管 し、派遣事業については文化振興課が中心となって調整を行っています。

○鈴木純子副委員長:

この事業の上位施策はなんですか。この事業の3つの目的と施策とのつながりを考えると、事業の目的を見直す必要があるのではないでしょうか。助成をするがために、市民の健康の増進、レクリエーション活動という目的が付け足されていると思います。また評価指標の説明で「本事業は、市民に姉妹・友好都市を実感していただける唯一の事業である。」とありますが、今後の改善や見直しを必要となったときに、本当にこの事業を唯一のものとするのか、それとも他に姉妹・友好都市を実感できる事業としてほかにどのようなものがあると考えますが。

市民交流係長:

まだ実現できていませんが、学校間の交流、課外活動での交流によって子供の姉妹・ 友好都市とのつながりとか、交流が広がる可能性はあります。

○武田委員:

制度の趣旨が変わってしまうかもしれませんが、利用者を制限する方法を考えていますか。例えば高齢者、障害者、国民健康保険で医療費の負担が数年なかった方などに限るというような改善の方向性もあり得ます。一次評価で改善見直しとなっているので、何かお考えを聞かせてください。

○市民交流係長:

制限は考えていません。国民健康保険の加入者については別途保養施設の補助制度があり、姉妹友好都市以外でも3,000円助成されます。勝浦市に両制度が重複している施設がありますが、国民健康保険の助成制度を使っている場合は、姉妹・友好都市の助成制度は使えない取扱いとなっています。

○鈴木文彦委員:

それであれば、国民健康保険の制度と1つにすることはできませんか。その方が効率 的だと思います。この事業モデルは契約保養所です。職域とかで保養所がない場合には 国民健康保険の保養所を使うことになります。

○市民交流係長

詳細は不明ですが、国民健康保険の保養施設の補助制度については、国保連合会で施設を他の市町村も含めて施設を契約していると思います。他の市町村との契約もあるので、簡単に1つの制度にはできないと思いますが、調査はしてみます。

○鈴木文彦委員:

助成をやめて、契約保養所の事業モデルから脱却し、姉妹・友好都市を市報等でPR するという支援のあり方もあると思います。

○中村委員:

都市間交流事業の予算のうち、施設利用助成の予算はいくらですか。また派遣事業やその他の予算はいくらですか。

○文化振興課長:

施設利用助成については予算で80万円です。

○市民交流係長:

その他は、派遣先への移動のためのガソリン代や、郵便料です。

○文化振興課長:

先ほどの施策の関係ですが、文化芸術振興計画の基本方針5:交流による活動の拡大・活性化の中の、施策3:近隣市、姉妹・友好都市との交流促進という位置付けとなっています。

○原田委員:

今のやり取りが象徴的ですが、戦略性が見えません。施策がすぐに出てこないということは目的が分からずに事業をしていると対外的に見られても致し方ありません。私は国や他の自治体でも施策評価に加わっていますが、施策を構成するのが事業であって、手段・目的の関係ですから、達成すべき戦略性が欠けているのか、両者の結びつきが段々と分からなくなってきているのではないかという印象があります。おそらく鈴木副委員長のご質問の趣旨はそういうことだと思います。

○文化振興課長:

都市間交流には、様々な側面があって、文化交流はその一面です。経済面の交流など 文化以外の交流も含めて全体的に文化振興課がコーディネートし、作り上げる必要があ るのですが、それが現在はできていない状況であるという反省がございます。これにつ いては庁内関係部署と今後調整会議等を発足させていきたいと考えています。

○横道委員長:

これにて質疑を終了します。所管課の方はご退出をお願いします。それでは、だだいまの事業について、意見交換をしたいと思います。

二次評価を見ると抜本的見直しとなっていますが、どのように見直してほしいとか、 そういう議論はありましたか。

事務局:

先ほど二次評価の説明で申し上げたとおり、都市間交流事業が実質的に施設利用助成だけに限定されているように見えることから、一方通行の事業であるように見えます。全体のなかの都市間交流とは何であるかということについて、市として、所管課として捉えなおさなければならないこと、また姉妹・友好都市の施設利用助成の目的の中に文化の交流を含めてと書いてあるので、ただ単に宿泊費を助成するのではなくて、姉妹・友好都市と連携を取って、本来目的に沿った事業の組み立てに直す必要があると考えていました。

鈴木文彦委員:

それは例えば勝浦市から田無のビジネスホテルに泊まるときに、勝浦市から宿泊費の 助成をしてもらうとか、そういうことでしょうか。

事務局:

西東京市からはお金と人、相手からは特産品等での提供と、お互いにできることをして都市間交流が成り立っている現状があります。こちらからはお金を出しているので、もう少し、姉妹・友好都市を訪れたなりの交流を行うことで、一方通行ではない交流を模索して欲しいと考えています。

相手が求めているのは観光客に来てもらうこと、そして私たちは人を送り出しています。姉妹・友好都市を訪ねたときは、姉妹・友好都市を訪れたなりの文化体験がある等の特色がないと、単なる旅行の宿泊費の助成になってしまうので、体験等ができるように相手方の観光協会さんと協議してしてもらいたいというのが、検討されたいという言葉に含めた意味です。

原田委員:

単に仲良くするという姉妹都市関係もあり得ますが、それ以上を目指すのであれば戦略的な互恵性みたいなものがないとお互いにやっている意味がないと思います。例えば震災の時に何も言わなくても協力するとか、有事の時に疎開させて頂けるというようなことがあると良いと思いますが、単に仲良くする以外にプラスアルファするものがなく、その関係維持だけを目的とするならば、補助制度は不要だと思います。

○事務局:

前回の説明の中で震災時のHPの代理掲載ですとか、姉妹都市ではない自治体も含めて、物理的な距離を隔てている自治体との協定なり関係をもつことの有意性について、今まさに地域防災計画の中で関わり方について模索中ですが、広報ではHPの代理掲載を約束できるよう進めています。この秋には下郷町と協定を結ぶ予定ですが、そういった動きはこの評価シートには出ていません。

原田委員:

他にも目的があって、1人1,500円くらい投資しましょうということなら良いと思います。しかし、それならば施策の組替が本来は必要だと思います。後から施策を次々と加えていくのは本末転倒です。

事務局:

本来の目的に立ち返って、施設利用助成の属する都市間交流という施策と、交流することで触れられる文化振興課が持っている文化を育てるという側面と、どのようにしたら、当市と姉妹・友好都市双方にメリットがある交流を構築できるかについて、今回の評価を踏まえて今後考えていきたいと思います。

横道委員長:

相手のある話でもあり、今までの積み上げがある中で、今の話をまとめると、**1**つは施設利用助成を単体で捉えると、やめた方がいいかもしれないとも思えますが、全体で捉えると、先ほど原田委員がおっしゃられたように安いコストとも考えられます。ただし、現状のままではダメで見直しが必要であるということでしょうか。

鈴木文彦委員:

先のどんど焼き事業と評価について同じ問題ですが、廃止か、見直しか。細かく見ていくと廃止かなと思うのですが、都市間交流自体は大事ですという場合にどの評価に手を挙げるたら良いでしょうか。

○武田委員:

一市民としては施設利用助成事業を残して欲しいのですが、都市間交流事業の名称と 主旨がミスマッチで違和感があります。補助を継続する理由としては、主旨の健康増進 や、レクリエーションの推進を目的とする方が良いと思います。

○鈴木文彦委員:

そうすると契約保養所の論理をもってくるのか、それとも都市間交流と契約保養所の 論理は別なのかということで整理が必要になります。

○事務局:

今回追加した資料に掲載されている事業の所管は、産業振興やスポーツと説明しましたが、文化振興課が属する部は生活文化スポーツ部で、産業振興もスポーツも所管している部です。子供の関係でいうと、児童青少年課が所管するキャンプ等という事業も姉

妹・友好都市で実施していますが、掲載されておりませんので、ご議論にもあったように、全庁的な連携の中に姉妹・友好都市の関係で取り組んでいるものの、名称の部分で欠けている事業があると思います。そういった事業についても文化振興課が姉妹・友好都市の所管として、他部署をしっかり束ねていく視点が欠けているという気がします。

○原田委員:

何か先方に学ぶべき文化みたいなものがあるのであれば、利用者が朱印状かスタンプでも押してもらい、それを確認して1,500円補助するような仕組みにしないと、ただ姉妹・友好都市に行ってきただけでは、都市間交流としては意味がないと思います。

○横道委員長:

下郷町は重要伝統的建造物保存地区になっている会津西街道の旧宿場町、大内宿があるので、学校で訪ねて子供たちがそこを勉強するとか、やりようがあると思います。

○原田委員:

そういうストーリーがあるのでしたら考えられますね。

○横道委員長

今のような議論を踏まえると、施設利用助成について単体で捉えるのではなくて、都 市間交流全体としてもう少し見直すというお考えであれば、抜本的見直しに手を挙げ る、そういうことも全部抜きにして廃止すべきだというときは廃止に手を挙げていただ くということで整理したいのですがいかがですか。

○鈴木副委員長:

この事業は残すけれども、実施形態である補助金をやめて、何かほかの形で直営でも その他の方法でも実施するという場合は抜本的見直しということですか。

○横道委員長:

とにかく廃止の場合は廃止してしまう。抜本的見直しは、見直す中で実施形態が廃止 されて、他の実施形態になってしまうかもしれないかもしれません。

○事務局

抜本的見直しには、事業の実施形態の見直し、事業の一部廃止も含まれています。

○横道委員長:

本事業について、多数決で評価を決します。

「評価結果」

抜本的見直し7人 廃止1人

横道委員長:

評価結果を「抜本的見直し」とします。

見直す中で、廃止、一部廃止もあり得る。このまま実施することはないということを 事務局には所管課にしっかりと伝えてもらいたいと思います。 これで本事業については終了します。

4.公衆浴場補助事業について

○横道委員長:

次は公衆浴場補助事業です。まず前回の論点の振り返りを事務局からお願いします。

○事務局

事業目的の、市民の健康維持、公衆衛生について、様々な議論がありました。

公衆浴場の社会的役割について、時代の変化等の背景から公共性について議論がありましたが、自家風呂のない方の公衆衛生上、引き続き公共性は担っていると考えられます。

一方で福祉会館・老人福祉センターとの機能の違いや役割分担に疑問が呈されましたので、今回、企画政策課で関連資料を用意しました。

(前回提出資料7関連資料に沿って説明)

福祉会館の入浴設備については、自家風呂の有無を問わず、高齢者間のコミュニケーションを前提とした時間帯となっています。

福祉施策の入浴券で対応している方々は、風呂なしアパート等から様々なご事情で新たな 風呂付住居へ転居できない方等への福祉的施策として実施しているものです。なお、住宅に 困窮された方にお住まい頂いている、市の高齢者アパートも一部が風呂なしアパートです。 事業内容については、薬湯事業、施設維持に対する補助についてご議論がありました。 事業の効果については、経営状況についてご議論があり、東京都が定めている統制料金の中 で、燃料費の高騰を受け止めるには苦しい経営状況に対し一定の効果をあげています。

防災の観点からは、被災時への対応という点に一定の理解はあったものの、防災協定との 関連性が問われました。これが 1 つの課題であると認識しています。また危機管理室に問い 合わせたところ、西東京市から東日本大震災の被災当時、市から被災地へ避難所支援業務と して派遣された職員の話によれば、派遣先の釜石市では各地からの応援職員の入浴を、現地 の公衆浴場が受け入れていたそうです。

これらの議論を踏まえますと、公衆衛生の観点と、現在の公衆浴場が置かれている現状、 そして附帯的な役割を持つ、地域のコミュニケーションや、被災時に果たすべき役割等について、これらをどう斟酌して、バランスをとるべきかが問われているのかと思います。

○横道委員長:

所管課から、事業内容と一次評価の説明、続けて事務局から二次評価の説明をお願い します。

産業振興課長:

(資料7、前回配布資料7関連資料に沿って説明)

公衆浴場が地域住民の保健衛生をはじめとして健全な市民生活の確保に果たしている社会的役割とその公共性に鑑み、市内の公衆浴場が実施する事業及び施設改修等に要する経費の一部を補助することにより、市民の健康と福祉に寄与することを目的として事業を実施しています。

現在市内には4つの公衆浴場があります。これらの浴場は西東京市公衆浴場会を構成しており、本事業は各公衆浴場の薬湯実施事業費・施設整備費・燃料費・その他市長が必要と認める事業に関する経費に対して直接予算の範囲内で定額補助を行っています。前回ご質問をいただいた内容については、事務局の方からも説明がありましたが改めて

産業振興課から、公衆浴場への補助金支出と、福祉会館におけるサービスの関係についてご説明します。

公衆浴場は各年齢層の市民が日常的に利用する施設として、公共的な側面があると共に、薬湯事業のように地域のつながりを創出する場であると理解しています。一方福祉会館については利用者・利用時間が限定されています。公衆浴場は子どもから高齢者まで利用できる場であり、利用時間も長いことに違いがあると理解しています。

一次評価については、平成20年度の行革本部評価において、「公衆浴場の経営者からの 企画提案型制度とし、やる気を引き出す工夫を図り、抜本的な見直しが必要である。」 との指摘を受けたことに伴い、産業振興課として市内の浴場経営者によって構成される 「浴場会」に対して、補助事業効果性の向上を指導してきました。このことを受け、本 年度「浴場会」は干支石鹸を各施設で無料配布するなど、集客の向上に繋げる自発的な 取組も行っており、経営改善努力も図られているものと評価しています。

公衆浴場については、各年齢層が利用する公共的な施設の側面を有していることや、災害時における衛生面の役割も想定され、市民の健康・福祉の増進、地域の公共性などを 考慮し本事業は継続することが妥当と考えます。

一方、利用者数の減少や施設維持費の増大などの厳しい経営環境の改善が図られるよう、更なる利用の促進が図られるよう補助対象事業の見直しや検討を行う必要があると考えています。

○事務局:

二次評価について説明します。公衆浴場については、地域住民の保健衛生をはじめ、健全な市民生活の確保のために様々な社会的役割を果たしてきており、公共性の高い施設と認識しています。ただし、経営者は高齢化し、後継者不足の問題や施設改修費の増大、燃料費の高騰等により、施設の存続自体が厳しい状況があり、浴場数は減少の傾向となっています。そのような中で、市の補助事業とは別に浴場会として、集客向上への取組を実施する等、今後も、継続的な取組と効果を期待しています。これは市内の自家風呂保有率が高いとはいえ、それでもなおお風呂を必要としている方々のため、公衆衛生の観点から浴場が必要であると考えているからです。しかし、浴場利用の大半が高齢者であるならば、福祉会館や老人福祉センターの浴室機能及び高齢者入浴券支給事業との整合性を整理する必要があります。また、地域のコミュニケーションの場の提供という役割については、公衆浴場が子供から高齢者まで利用できる施設であることを考えれば一定程度認められます。ただ、こちらについても現状を分析した上でのより良い場の提供をしていく必要があると考えます。

本事業の必要性は認めるところですが、補助制度の本来の目的に沿った有効的な活用とは何かについて検証を行い、公衆浴場経営にとって真に効果的な補助制度となるように、抜本的な見直しを行う必要があると考えます。

○横道委員長:

それでは質疑に入ります。

○鈴木文彦委員:

補助の内容について施設整備費や燃料費とか公衆衛生に係るものは理解できますが、一方で成果指標にある薬湯事業については、入浴剤のような薬湯をするための補助金で

はないということを確認させてください。あくまでもこの補助は公衆衛生と、所得再分配の発想で福祉的な視点で銭湯を維持するという文脈と理解しています。

○産業振興課長:

薬湯事業については成果指標に掲げていますが、全体的な公衆浴場の経営の部分についての補助とご理解ください。

鈴木文彦委員:

そうならば、本日追加配布された資料の数値が成果指標にあると分かりやすかったと思います。次回もしこの事業が事務事業評価にあたった際には、このくらいお風呂がなくて困っている人がいるという数字があると分かりやすいです。

○原田委員:

高齢者入浴券制度では、この券を使って銭湯に行くわけですね。仮に生活保護世帯の方と重複がないとすると、自家風呂がなくて困っている世帯は220~230世帯ということになります。若者は別として。高齢者については、曜日に限りがあるものの、毎日行くわけではないですから、福祉会館で受け入れられるくらいの規模ではないですか。

○事務局:

福祉会館のお風呂は、一度に入れる人数は男女別でそれぞれ5人から10人くらいです。2,000人のお風呂がない方の対応を考えると働いている方は難しいかなと思います。福祉会館はレクリエーション、交流を目的としていますので、日中にお風呂に来たついでに、健康の相談をしたり、お仲間と囲碁や将棋をしたりということに重点をおいていて、お風呂がない方全体を受け入れることは福祉会館ではできないと思います。

○原田委員:

福祉会館の利用時間を延長すれば、公衆衛生上は問題なく対応できますよね。

○事務局:

福祉会館のお風呂は夕方6時で締まりますので、そこに延長の費用をかけ、さらに対象者が60歳以上なので、その見直しをすればという前提になりますが、そういう方法は取れないことはないと思います。

○原田委員 ·

お風呂がない方が2,000人いると説明がありましたが。

○産業振興課長:

その数値は、我々の方で統計から前回示したものです。平成20年度調査結果で自家風呂のない市民の方が割合で1.2パーセント、数字で2,327人です。これは前回のご説明で、補足する説明が足りなかった部分ですが、多摩地域で銭湯が市内にある21市のなかで、自家風呂の保有率が最も高かったのが町田市の99.9パーセントです。西東京市の1.2パーセント自家風呂がないというのは全体では17番目です。割合で比較すると、自家風呂がないという方の割合が、他市と比較して少ないということにはならないと考え

ています。

○武田委員:

少し細かいことですが、**39**万**9**,**000**円の補助金の内訳として、施設整備、燃料、その他と分けると、どのくらいの金額になるのですか。

○商工係長:

毎年度実績報告を提出していただいていますが、その中で薬湯事業に関して約5万円、残りの部分で整備費と燃料費を賄っていますが、大半が燃料費で消えてしまいます。改修については毎年同じ個所を改修するわけではありませんので、年度毎に、浴槽を直すとか、ボイラーを直すかどうかなどによって差が出てきます。

○原田委員:

燃料費だけではなくて、別に入浴券を配布しているということは、事実上お客さんを 提供して、その分の入浴料を市が支払っていることになります。

産業振興課長:

入浴券の利用料については市が負担しています。

○原田委員:

そのことは入浴券が配布されなかったら浴場に行かない方が、浴場に行っている可能 性があるということですね。

○産業振興課長:

それはあり得ます。

○事務局:

入浴券の場合は、年間120枚、月10枚配布していますが、これは3日に一度お風呂に行くとした場合の枚数です。入浴券を配布している方のうち身体的な理由の9世帯を除けば、全てお風呂がない世帯ですので、入浴券がなければ浴場に行かないかと言われれば、3日に1回というのは最低限必要な日数であると思います。

○原田委員

公衆衛生という点でいえば、お風呂のない人の公衆衛生上の問題をなくすために補助をする対象をどうするか。一番簡単なのは今のやり方で4つの公衆浴場とする方法。他のやり方としては、公衆衛生上の課題を抱えている方に直接補助をするという方法。しかしお風呂がないからといって補助するという方法に問題があるという考え方もあります。経済的困窮などを理由に補助するということは当然あり得ますが、お風呂がないことを理由に補助するという理屈はなかなか難しいと思います。何故そういうことを申し上げるかというと、補助するときに、補助メニューのこういう補助項目に支出しますということを明らかにしていく必要が今後あると思うからです。

○産業振興課長:

補助をする対象をどうするかというお話ですが、1例として東京都が行っている公衆 浴場活性化モデル事業があります。これは各年度単位に浴場組合を単位として申請があ れば補助を行うものです。この実際の中身は、浴場で行う健康体操ですとか、親子のふ れあい事業とかそういった事業に浴場組合が取り組む場合に補助をしています。

○原田委員:

公衆衛生というのは個人の問題なので、補助する対象が大きくなればなるほど問題があると私は思います。そういう意味でこの施設に補助することと公衆衛生がどのようにつながっていくのかというのが課題です。

〇鈴木文彦委員:

私は経済的に外部性がある意味での公衆衛生と考えるか、単なる所得再分配政策として考えるかによって違うと思います。そういう意味で行くと日本自体公衆衛生、つまり水系伝染病がほとんどゼロに近いことから、公衆衛生を正面に切っていくのは難しいと思いますので、所得再分配政策、福祉政策と捉えた方がいいと思います。高齢者入浴券制度は800万円くらいですが、結局は銭湯4軒からすると売り上げに補助されていることになり、補助金は浴場の営業外収入となります。どういった文脈で銭湯にどれだけお金が入っているのかということを精査することで、場合によってはPFIで市が公衆浴場を作って、指定管理者に銭湯を経営してもらうとか、様々な方法、メニューが出てくると思います。それらと比較検討して、結局補助金を入れた方が安上がりであるということであれば、補助金としてこのまま続けても私は良いと思います。

○武藤委員:

仮に私が65歳以上の単身風呂なし世帯であるとして、入浴券をもらっていながら、実は田無老人福祉センターに月曜日から金曜日までお風呂に通っているといったような事例、利用実態について把握されていますか。

事務局:

東京都浴場組合発行の入浴券を個人に対してお渡ししていて、必ず西東京市の銭湯で使用したかまでは確認していません。都内であれば他区市でも使えるので、他市の浴場で使っても、西東京市の浴場で使っても、一見してこの券が西東京市の福祉で渡された入浴券かどうかは分かりません。そのため、ご指摘のような入浴券の使い方をしているような方がいるかどうかは把握できていません。

○武藤委員:

チケットショップに転売されている可能性もあり得るということですね。

事務局:

数年前にそういう事例があったことは聞いたことがあります。そのため、チケットショップに大量の持ち込みがあった場合は情報提供をお願いしていると聞いています。

○武田委員:

薬湯事業が39万9,000円の補助のうち5万円というのは、銭湯としては採算に合ってい

ないと思います。我々は健康でも薬湯の日は自家風呂があっても銭湯に行きます。

○産業振興課長:

薬湯の材料、例えばよもぎとか、びわの葉とかの購入材料費を補助していて、通常の営業部分の他の費用までを賄っているわけではありません。そのため、薬湯実施日の収支全体について他にもランニングコストがかかっていますから、5万円の補助でどうかと言われれば、充足できているとはなりません。

〇武田委員:

65歳以上は無料ですから、その分収入がなくなります。

○産業振興課長:

無料なのでそういうことになります。

○横道委員長:

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。それでは、だだいまの事業について、意見交換をしたいと思います。

○原田委員

例えば市独自で月に入浴券を20枚配布するとしたらより良いのではないでしょうか。 個人の公衆衛生上も問題がなく、結果的に公衆浴場にお客さんも来るということで不都 合はありません。本当に公衆衛生上の課題があり、それを解決しなくてはならないと は、あまり感じられません。平等に40万円を補助することは業者維持を目的としている 気がします。入浴券を20枚配布した場合は都内であればどこの公衆浴場でも使えるため に、競争が働きます。つまり配布枚数を20枚にするだけでも随分と競争して頑張るので はないかと思います。私の家の近くにも公衆浴場がありますが、4施設がどれだけの努 力をしているのか分かりません。

○横道委員長:

今の、20枚配布したらという提案は高齢者のみですか。

○原田委員:

高齢者のみです。高齢者以外の方ももちろん公衆浴場には入れるわけですが、おそらく高齢者を惹きつけられるのであれば、他も惹きつけられると思います。それはやはり公衆衛生ということにこだわっているからです。2,000人の中の若い人でお風呂がないところに住んでいる方がどうなのかということは、事情が分からないです。

○武田委員:

この事業を公衆衛生だけという観点で捉えると、例えば薬湯事業などが対象でなくなってくる。他の事業もそうですが、事業の目的が漠然として焦点を絞り切れていないため、色々と疑義が沸いてくるのではないでしょうか。薬湯事業に絞るのであれば、公衆衛生というよりは高齢者の健康というキーワードで、薬湯事業の日は自宅にお風呂があっても銭湯に行くということになると思います。

○鈴木文彦委員

私の意見は今まで述べたとおりです。結果的には抜本的見直しなのですが、二次評価をもう少し組み替えて、公衆衛生というよりは、福祉の必要性で行うということを、どこの浴場でも使える高齢者入浴券制度がいいのか、それとも施設に補助をする方が良いのか、加えて福祉会館などとの整合性を整理して、他の様々なメニューを考えて、本当にこの補助金というやり方がいいのかを抜本的に検討すると良いと思っています。

○横道委員長:

これは公衆衛生というだけでは割り切れないところがあります。銭湯が全て廃業した場合、お風呂をどうするのか、市議会議員さんから何か要求があれば対応しなくてはならない。その時のやり方として、原田委員が仰った入浴券を配布するのがいいのか、老人福祉センターを開放して一般の人に利用させるのがいいのか、銭湯を維持していくのが安いのかというような議論が、銭湯がゼロになった場合には間違いなく出てくると思います。

○原田委員:

出てくると思いますね。

○鈴木文彦委員:

先ほど私が述べた市営浴場を作るとか、指定管理者制度にするとか、色々メニューがあると思います。抜本的見直しの前提として、その選択肢を検討するのがいいと思います。市営浴場というのは世の中にあるのでしょうか。

○原田委員:

それではまったく経営がもたないと思います。

○事務局:

公衆浴場ではありませんが、第3セクターが行う、観光施設と併設した温泉施設というのが、よく地方部や過疎地では行われています。

○横道委員長:

160万円の補助では割に合わないと思います。個人的な考えですが、今の方法はコストという観点では一番安い方法かもしれません。例えば田無の福祉センターを時間延長したとして、職員の超過勤務手当も賄えないでしょう。

○原田委員:

私は基本的には横道委員長が仰ったように、この方法が一番安上がりだと思います。 今は浴場業者に補助金を渡して、あとはしっかりと経営してくださいで済ませているわけですが、この補助のあり方を整理していくと逆にお金が出てしまうということだと思います。結果的には何らかの形でみんながお風呂にありつける形になっているので、これを良いことだと割り切ってしまえば良いのですが、経営補助のようになっている現在の姿が、本当の補助金の性格からしてして良いのかというところは疑問です。

○横道委員長:

事態をややこしくしているのは、65歳以上が恵まれている他施策の存在ですね。

○武田委員:

本当に西東京市は高齢者に優しいまちだなと思います。今年からか健康器具があるところにリハビリか何かのアドバイザーのような専門員をつけることになりました。福祉会館というのは特に住吉会館などは大変素晴らしい。

○鈴木文彦委員:

どんど焼きも都市交流も、この事業もそうですが、いくつか関連する事業として括って、それの整合性をまとめる等するなかでこれを廃止するとか、全体としては抜本的見直しとするという文脈の方がやりやすいと思います。廃止にはなかなか手を挙げ辛いのですが、すごく狭い範囲で見るとこれは廃止ということになる。とは言え、大きく括ると全部抜本的見直しになってしまうと思います。これも高齢者入浴券、福祉会館、生活保護世帯、銭湯への補助とパッケージの中で、入り繰りして組み替えるなど、そのような取組にするともっと議論がしやすいと思います。

○川島委員:

施設に補助を出していますが、お風呂がない人はお金を払って銭湯に入ります。高齢者については、先ほどの入浴券での対応になりますが、券をもらえない人はお金を払ってお風呂が入るのが当たり前なのでしょうか。そこに矛盾はないでしょうか。お風呂がない人に対しての対策、入浴券を支給するといった話にはなりませんか。

○原田委員:

生活保護世帯みたいになっていて、その人に補助するならばいいけども、お風呂がないことを理由に補助するのがいいのかということですよね。

○川島委員:

銭湯に補助しているから、お風呂のない人には補助していません。お風呂に入れない人に対しての何らかの対応がないと、街のための施設にまとめて補助しているとはいっても、自家風呂がある人と同じ対応でいいのかなという気持ちがあります。

○横道委員長:

本事業について、多数決で評価を決します。

「評価結果」

抜本的見直し7人、廃止1人

○横道委員長:

評価結果を「抜本的見直し」とします。

これで4つの事業が終わりました。

最終確認をすると、歯科医療連携事業が抜本的見直し、どんど焼き実行委員会補助金が廃止、都市間交流事業が抜本的見直し、公衆浴場補助事業が抜本的見直しとさせてい

ただきます。この結果に対する対応について説明してください。

○事務局:

今後は部長級の会議に諮りました後に、最終的に企画政策課で調整しまして、行財政 改革本部で最終評価をし、それを市民の皆様に公表します。見直しの内容につきまして は、平成27年度予算に反映できるように調整を図っていきます。

議題2 その他について

○横道委員長:

その他について事務局から説明をお願いします。

事務局:

委員の皆様の任期がこの8月末で満了を迎えることとなりました。この度退任されます委員の皆様には、長きにわたり委員会審議にご協力いただきありがとうございました。この間、第3次行財政改革大綱の中間見直し、第4次行財政改革大綱の策定等と市政における重要事項に対し、内容の濃い議論を頂き、他市に誇れる行革大綱の内容となったものと思っています。ひとえに皆様のご協力の賜物と思っております。誠にありがとうございました。

○横道委員長:

2年間このメンバーで委員会を行ってきましたが、このメンバーでの会議は今回が最後となります。せっかくですから最後に皆様からひとことお願いします。

鈴木純子副委員長:

私は長い間関わらせて頂きました。ODA評価の仕事をしていますが、厳しい財政状況の中で、どのようにアクションにつなげていくかという点では他の委員の皆様の視点から学ぶことが多く、インプット以上に学ぶことを沢山頂いたと思います。引き続き西東京市民ですので市民の立場で出来る事を考えて行きたいと思います。どうもありがとうございました。

○原田委員:

このメンバーで2年間務めさせていただきましたが、結果的に2年間やって例えば事業の見直しで廃止した金額と委員会の手当と、どちらが多いのかと心配になりました。この委員会のパフォーマンスも問われていると思います。ただ廃止を出せばいいというわけではないと思いますが、そのことも含めて市民の方が厳しく見るような委員会であるべきだなと思いました。お世話になりました。

○鈴木文彦委員:

2年間の区切りとして振り返ってみて、一番思い出に残っているのは、先ほど事務局が他市に誇れる大綱ができたと話していましたが、私もそう思っていまして、やはり行政経営という観点で、前からそうでしたが連なるコンセプトとして行革大綱を作られているというのは本当に他市に誇れることだと思いますし、その中で色々な議論をさせて頂いたところで、コスト意識と経営感覚をもってするということで書かれたのは非常に

良いことだと思っています。とても勉強になりました。本当に有意義だったと思います。このメンバーでやれて良かったと思います。ありがとうございました。

〇中村委員:

私も4年間委員を勤めて、実際の政策がどのように具体的に決まっていって、何がいま問われているのかということを現場で勉強させていただいたのが、私にとって一番ありがたかったです。同時にそういう中で行政の職員の方々にどういうことが必要だというふうに思われるのか、何を考えていけばいいのか、どういう風にアピールしていけばいいのか、そういったことを考えるきっかけを、もしも持っていただけたら1番良かったなと思っております。それが市のお役に少しでも立てれば私としてはここに参加させていただいた甲斐があるのかなと思っています。ありがとうございました。

〇武田委員:

西東京市に住み始めてそれほど時間が経っていないのですが、できれば西東京市の行政の実態、行財政の実態を少し勉強できたらと思っていたのですが、各委員の方々からの意見も非常に参考になりましたし、行政の説明もそれなりに苦労しているのが分かりました。私が西東京市で活動しながら、事務事業評価に対する関心が全体として薄いと思っています。例えばこの委員会が市報に載らないのということが多い。今回は載っていましたが、なかなか日程が決まらないから。最初に委員長が言われましたが、この機関は決定機関じゃないと言われていましたが、何かもう少しフィードバックして市民に情報公開することによって、事務事業評価に対する関心をもってもらいたい。私はいろんな所へ行ってもう少し皆さん方が事務事業評価に関心をもたないとだめですよということを言っているんですが、事務事業評価に対する関心が高まるような方策を取っていただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

○川島委員:

2年間務めさせていただいてお世話になりました。ひとつだけ要望したいのですが、評価が予算に反映するとか、結果が出ないと意味がありません。先ほどの評価でも5年たっても改善されていないというものありましたが、その辺だけは是非、実現できるようにお願いします。ありがとうございました。

○武藤委員:

本日は遅れて申し訳ございませんでした。私は旧田無市に引っ越してきて、それから 西東京市と歩んできているのですが、これからの一番の関心は新しい庁舎です。新しい 市役所がどうなっていくのか。引き続き市民の目線で見ていきたいと思います。お世話 になりました。ありがとうございました。

○横道委員長:

皆様本当にありがとうございました。特に3次行革の見直しと第4次行革大綱の策定ができて良かったと思います。ただ行革というものは緩めるといけませんので、絶えず市民の目の下で必要な見直し、改革を行っていかなければいけません。今後も皆様のご協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了します。ありがとうございました。